新宿区障害者施策推進協議会

第２回

専門部会

令和元年７月１日（月）

新宿区福祉部障害者福祉課

午前　９時５９分開会

○障害者福祉課長　皆様、おはようございます。

　　本日はお足元が悪い中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。福祉部障害者福祉課長の井出でございます。よろしくお願いいたします。

　　本日は、令和元年度の第２回の新宿区障害者施策推進協議会専門部会でございます。

　　本日の委員の出席状況でございます。本日は、加藤委員から欠席の連絡が入っているところでございます。ほかの方は全て出席というふうな状況でございます。

　　続きまして、マイクの使い方でございますけれども、皆様もう御存じかもしれませんが、こちらのほうの黒いボックスの要求の４番、こちらを押していただきますと、マイクの先のほうが赤く点灯しますので、御発言という形になります。発言が終了しましたら、終了の５番を押していただきますとマイクが消えますので、よろしくお願いいたします。

　　最後に、本日の会議におきましては、議事録のほうの作成のために、この場での発言に関しましては録音させていただいておりますので、あらかじめ御了承ください。

　　では、専門部会の会長でございます村川会長、進行のほうをよろしくお願いいたします。

○村川会長　改めまして、おはようございます。

　　それでは早速、今年度第２回新宿区障害者施策推進協議会専門部会を始めさせていただきます。

　　お手元の本日の次第に従いまして議事を進めてまいりますが、おおむね12時ごろまで約２時間ということで、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

　　本日の議題としましては、協議事項が２つほどございまして、そのお手元の次第にあります、１つは第１期障害児福祉計画及び第５期障害福祉計画の評価について。それから２つ目として、令和元年度障害者生活実態調査についてであります。

　　それでは、最初に資料の確認を事務局からお願いいたします。

○福祉推進係主任　事務局でございます。資料の確認でございます。

　　発送済みのものといたしましては、資料１とつけております第１期障害児福祉計画・第５期障害福祉計画の成果目標評価管理シート（案）というもの、こちら両面のものになってございます。

　　それから、資料２と付番してございますのがＡ４のものでございますが、令和元年度障害者生活実態調査の調査対象・項目についてというものでございます。

　　それから、資料番号を振っておりませんが、資料３－１から３－５までということで、令和元年度障害者生活実態調査の調査票、こちら委員の皆様からいただきました御意見等をまとめたものになってございますが、それぞれ在宅の方、施設に入所している方、18歳未満の児童の保護者の方、サービス事業者の方ということになってございます。

　　それから、机上配付資料といたしましては、本日の次第と座席表、それから差しかえ版といたしまして、生活実態調査の中で使わせていただきますけれども、こちら成年後見制度の概要に関して規制の入ったものを、在宅の方だけを抜粋して机上のほうに御用意させていただいておりますので、ごらんいただければと思います。

　　そのほか、第１期障害児福祉計画・第５期障害福祉計画の冊子と、平成28年度障害者生活実態調査の閲覧用を御用意してございます。

　　過不足等がございましたら。よろしいでしょうか。

　　では、確認のほうは以上でございます。

○村川会長　資料はよろしいでしょうか。

　　それでは、第１の議題であります第１期障害児福祉計画及び第５期障害福祉計画の評価についてを取り上げてまいりたいと思います。

　　それでは、この関係の説明をお願いいたします。どうぞ。

○福祉推進係主任　では、お手元に資料１を御用意いただければと思います。こちら両面のもので７ページにわたっておりますけれども、１ページから５ページまでに関しましては、前回の専門部会でお示ししたものと内容は変わっておりませんので、この協議会の場では割愛させていただければと思います。ですので、ページとしましては６ページをごらんいただければと思います。

　　前回の専門部会の中で、区内の就労支援事業所のほうの調査がまとまっていなかったために、数に関しては割愛しておりましたけれども、調査がまとまりましたので、その数を入れたものになってございます。

　　まず、目標の（１）といたしましては、平成32年度までに区内就労支援事業所（就労移行支援、就労継続支援Ａ型・Ｂ型）における一般就労者数を年間40名以上としますというところで、こちら数といたしましては、区内の就労支援事業所では28名の方が就労移行されたということになってございます。

　　それから、目標の（２）といたしましては、平成32年度末の就労移行支援事業所の利用者数を84名以上としますというところでございますけれども、こちらは当課のほうに来ました実績といたしましては、89名の方が利用しているということになってございます。

　　続いて（３）でございますけれども、就労移行率が３割（30％）以上の区内の就労移行支援事業所を平成32年度末までに全体の５割（50％）以上とすることを目指しますというところでございますけれども、こちら30年度末の段階におきまして、20所ある就労移行支援事業所のうち15所で３割を超えている状況でございましたので、全体の75％が就労移行率３割を超えていると、そういう状況でございます。

　　続いて（４）でございますけれども、区内の就労定着支援事業所の利用者につきまして、各年度における就労定着支援による支援開始から１年後の職場定着率を80％以上とすることを基本としますというふうな目標のもとでまいりましたけれども、こちら調査の結果、現在、就労定着支援の事業所の利用者数に関しては71名の方の御利用がございました。

　　こちらの目標の80％というところの捉え方ですが、７ページをごらんいただければと思います。こちら、東京都のほうから現在、調査方法が示されていない関係もございまして、その80％をどのような形で集計していくのかというところについては、現在まだ確認中でございますので、現段階では参考の数値ということで、71人という数を計上させていただいておりますけれども。

　　ちなみに、この「80％」の捉え方に関しては解釈が幾つかございまして、例えば、平成30年４月１日に就労を開始して、１年間就労定着を利用して、平成31年３月31日に１年経過した方、つまり目標（４）に書かれたとおりの文言の捉え方をした場合の考え方ですけれども、この場合はお一人だけいらした状況でございます。

　　他方、就労定着に関しましては、就労移行からの流れで使われている方も大変多くいらっしゃいますので、平成30年４月１日以前に、就労移行を含めて就労を開始した方の中で、平成31年３月31日までに、就労定着とあわせて１年経過した方という捉え方ですれば、より多くの方が、分子・分母で考えますと、分子のところに入ってくると思われますが、こちらに関しては現在、東京都のほうからの具体的な解釈に関して通知はございませんので、現段階では未調査となってございます。

　　６ページに戻っていただきまして、参考でつけましたのが新宿区勤労者・仕事支援センターにおける就労支援事業の目標と実績でございます。

　　ページをめくりまして７ページでございますけれども、こちら評価に関しましては、まず目標の（１）といたしましては、こちらは先ほど申し上げましたように、目標としておりました40名のうち28名の数ということになってございますけれども、こちら当初の目標の設定の段階で考えておりましたのが、平成32年度中に就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数を、28年度実績の1.5倍以上ということで数を書かせていただいておりましたけれども、こちらは28年度実績の27人を1.5倍した数というところで、40名という目標が入ってございます。なので、こちら27人という28年度の実績から考えますと、28人ということで微増ということになってございます。

　　ちなみに、平成30年度の実績といたしましては、こちら区内の就労移行支援事業所から一般就労した185人の方がいらっしゃいました。このうちの区民の方が28人ということで、その差数に関しましては、区外の利用者の方が区内の就労支援事業所を使われていたと、そういうことになってございます。

　　（２）に関しましては、先ほど申し上げましたように、区内・区外の就労移行支援事業所の利用者数、89人の区民の方が利用して順調に推移してございます。

　　（３）に関しましては、先ほど申し上げましたように、３割以上の方が就労移行支援事業所が75％に上りまして、目標のほうは達成してございます。

　　（４）に関しましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

　　雑駁ですが、以上でございます。

○村川会長　ただいま事務局から説明がございましたが、それではこの関係について御質問・御意見ございましたら、どうぞ遠慮なくお出しいただければと思いますが。

　　春田さん、何かありますか。

○春田副会長　一般就労という概念ですけれども、この就労者の中でフルタイムなのか、パートなのかとか、短時間なのかとか、それはわかりますか。

○福祉推進係主任　申しわけありません、そこまでは、調査のほうはしておりませんで、一般企業のほうに就労、もしくはみずから起業された方ということで集計をとっておりまして、そこまでの細かい内訳は取っておりません。

○村川会長　よろしいでしょうか。

　　ほかにございましたら。高畑さん、何かございますか。

○高畑委員　この統計では出ないと思うんですけれども、国が緊急に雇用したほうに一般から移っちゃったりしていたり、あるいはこの就労支援で行ったという、本当はその辺の中身も少し今後の材料としては欲しいかなと思うんですけれども、この統計では多分出ないと思うんですけれども。

　　定着がなかなか、国が緊急で雇用したので、なかなかいかないという話だけは聞いているので、その実態が行政のほうに入った数字みたいなものが、なかなかわからないと思うんですけれども、ちょっと気になっているというところがありますというだけです。

　　以上です。

○村川会長　ありがとうございました。

　　よろしければ、片岡先生、これに関してございますか。

○片岡副会長　割と数字が高く出ているなというふうに感じたんですけれども、やはり現場感覚から言うと、就労定着率が１年後ということで、先ほどの解釈をどうするのかという話がありますが、実際のところではなかなか、１年過ぎて、そこまでは何とかだったけれども、定着支援がちょっと外れるともう戻ってしまうとか、行かなくなっちゃうとかいう話がたくさんというか、事例がたくさんあるので。

　　でも、定義をつけて調査した結果を出すということでいいのかなとは思っているんですけれども、ちょっとその辺の、多少の違和感はあるかなというところですね。

○村川会長　ありがとうございました。

　　これは、表の枠組みは国が一方的にというか、決めてきてしまっているものに数字を書き入れるというやり方ですので、やむを得ない面もあるのかなと。先ほど春田さんからもありましたように、この一般就労の中身の問題というのか、民間企業による雇用の促進ということに狙いを置いて、かなり徐々に雇用率も達成されつつあるのかな。

　　ただ、相変わらずこの障害者雇用に熱心な企業があることも事実だし、また春田さんから御指摘がありましたような、常勤雇用の場合もあれば、短時間雇用、パート等の場合もないとは言えないので、その辺は必ずしもこの表では明らかでないというようなこともありますし、高畑さんからありましたような、この間、雇用率において、はっきり言って国の機関が大きくサボっていたということから、急速にこの一、二年の間に国の機関の雇用促進が進む流れも見えておりますので、転職される方も出てくるので、その辺は確かに見ておかなければならない点と、また片岡先生からも御意見いただきました。

　　いかがでしょうか。一々お名前は上げませんが、各委員からもし何か。どうぞ。

○春田副会長　岡山のほうで、Ａ型事業所が潰れた、倒産して解雇がたくさん出たという事例がありますけれども、このＡ型は新宿の中ではどのぐらいあるんですか。

○障害者福祉課長　今現在は、社会資源マップのほうで集計当時は４カ所というふうな形になっております。

○春田副会長　そこの運営は安定している。

○障害者福祉課長　特段問題があるというような形で、こちらのほうの事業指導係に相談ですとかというふうなところは、今のところ聞いていないというところでございます。

○村川会長　ありがとうございました。

　　今の春田さんの御質問と関連して、ちょっと大げさに聞こえるかもしれませんが、先週、大阪でＧ20サミットがありまして、それに対して国際機関でありますＩＭＳ等から、アメリカと中国の貿易が深刻化した場合、アメリカの大統領が、中国からの輸入品等に対して25％の関税をかける等の動きがあったわけですが、ひとまずその大阪の会議の中では激突は避けられましたが、新宿区内の会社はよくわかりませんが、東京都内、恐らく企業によっては一定の影響を受けるところがあったり、春田さんのお話ではないけれども、いろいろな事情から企業が先行き、経営が厳しくなると。これははっきり言って、今の日本経済の状況も、アベノミクスみたいな考え方もありますが、どうも一つの景気の転換点ですか、約10年前のリーマンショックから数えて10年ぐらいが経過しているので、この経済循環の考え方からすると、一定の後退みたいなことが全くないわけではないと。そういう評論家的な話をしてもしようがないんですが。

　　何が言いたいかというと、私のほうもちょっと事務局に質問は、この目標５の最初の目標１ですね。一般就労者数の目標、平成30年度から32年度まで、いずれも40名を目標とするということで、悪いことではないんですが、目標の基本的趣旨からすると、平成32年度までに云々ということで、この40という数字の達成は、例えば32年度のところで表示されるということでもいいわけなので、実績に合わせてしまうというわけではありませんけれども、例えば30、35、40みたいな、そういう上り方で表現するやり方も一つはあるのかなと。

　　ただ、下のほうの仕事支援センターの御努力の様子から見ると、少し高目の数字も出ているので、私も無理に下げろというわけでもないんですが、この目標の立て方によってはそういうこともあるのかなと。そんな、これは感想に近い意見ですが、何か説明していただけることがあればお願いします。

○福祉推進係主任　事務局でございますが、今、会長からお話しいただきました（１）の目標というところで、30から32年度まで、40、40、40という数を書かせていただきましたけれども、こちらは申しわけありません。事務局側で暫定的なものとして入れていたところもありますので、こちら仕事センターに倣いまして、段階を踏んで40に近づけていくような、そういった形の書きぶりで委員のほうで御承諾いただけましたら、こちらは変えさせていただければというふうに思います。

○村川会長　ありがとうございました。

　　これに関連して、きょうは仕事支援センターの方も同席されておりますので、主として参考のほうの見通しを中心に、最近のこの雇用関係の動き、何かありましたら御説明いただきたいと思いますが。

○勤労者・仕事支援センター担当課長　勤労者・仕事支援センター担当課長の袴田でございます。

　　ただいま御指摘のありましたとおり、勤労者・仕事支援センターでは、平成30年度で一般就労のほうに就労された方、実績42人ということで高い数値を保っているんですが、こちらの勤労者・仕事支援センターの障害者就労の定着支援に関しましては、就労移行支援事業所ですとか、あと就労継続支援Ａ型・Ｂ型というものに限らず、手帳をお持ちである、なしにかかわらず、利用者の方を受けているという状況がありまして、実際には一般就労のほうに採用されるのにかなり抵抗のないというか、企業側のほうとしても採りやすい方というのも、非常に多くいらっしゃいます。ですので、非常に高い数値を保っているというところでございます。

　　また、就労定着支援の定着支援の率ですね。こちらのほうに関しても、職場定着率に関しまして非常に高い数値を保っております。これは以前にもちょっとお話ししましたが、昨年、法定雇用率のほうが引き上げられたということがありまして、この法定雇用率が引き上げられた年の前後は非常に数値が高くなるという傾向が過去にもありましたので、今、非常に高いところになってはおりますが、また、これがあと一、二年してくると70％台ぐらいまで落ちついてきてしまうのかなというのが、今のところの予測でございます。

　　こういった職場の定着率に関しては、先ほどもちょっとお話がありましたが、一番難しいのがどこで区切るかというところかと思いまして、例えば１年定着したものを定着率としてカウントするとした場合、じゃ、実際に１年と１カ月たった段階でやめられた方はどうするのかというような問題も出てきてしまうので、ただ、いずれにしてもどこかでは切らないと数字は出せないので、勤労者・仕事支援センターのほうでは、前年度に就労された方で、就労されてから１年経過後の段階で同じ場所に就労されている方は、１人としてカウントするということで、今、やらせていただいているというようなところでございます。

　　以上でございます。

○村川会長　ありがとうございました。詳しく御説明いただきました。

　　各委員から、何かさらに御質問、御意見がございましたら。

　　それでは、この関係につきましては、最終的には今月下旬に開かれます全体の協議会に報告されて、提案されてということになりますかね。じゃ、この先の作業はそちらの協議会の場で、また協議会全体の委員さんから御意見をいただきながら、了承というような運びになるかと思います。

　　それでは、特段ございませんようでしたら、第１の議題につきましてはこれで一区切りとさせていただきます。

　　続きまして、今年度予定されております障害者生活実態調査の関係に移ってまいりたいと思います。

　　それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○福祉推進係主任　では、お手元には資料２及び資料３の調査票案一式をごらんいただければと思います。

　　資料２のほうは、第１回専門部会と、その後委員の方からのメールですとか、庁内検討会議等を踏まえまして、今年度の調査対象者や調査項目等の主な変更点をまとめたものになってございます。

　　それから、資料３－１から３－４までということで、それぞれ在宅の方、施設に入所している方、18歳未満の方と保護者の方、サービス事業者の前回の平成28年度調査票をたたき台にした校正原稿が４種類となってございます。設問番号に関しましては、校正が至らず誤りが多少ございますけれども、最終的には正しい番号のほうに付番してまいりますので、この点はあらかじめ御了承いただければと思います。

　　では、順番に説明させていただければと思います。

　　まず、在宅の方ですけれども、こちら対象の方につきましては、前回の平成28年度調査の段階では、平成28年11月１日現在の住民登録がある方をベースにして、調査対象者のほうは抽出してまいりましたけれども、今回は前回の専門部会の中でも御審議いただきましたとおり、調査期間を少し延ばしながら、なるべく回答率を上げていこうという趣旨のもとで、１カ月前倒しで準備のほうは進めてまいりたいというふうに考えてございます。

　　なので、対象者につきましては、令和元年10月１日時点で新宿区に住民登録がある、下記に該当する18歳以上の方ということで、身体障害者手帳をお持ちの方、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、難病患者の方、手帳をお持ちでないけれども、障害福祉サービスを利用している方、自立支援医療（精神通院医療）の給付を受けていらっしゃる方というところの方を対象にして、抽出のほうを行ってまいりたいというふうに考えてございます。

　　続いて、調査票のほうをあわせてごらんいただければと思いますけれども、調査票の下のほうにページ番号を振ってございますので、こちらにあわせて御説明させていただきたいと思います。

　　まず、在宅の方、こちらページ番号で言うと６ページでございます。

　　６ページで問11とあります。前回調査では「日常的に必要としている医療的ケアがありますか」というところで、かなり細かい部分を質問をしていたんですけれども、医療的ケアがありますかという、「はい・いいえ」の形式の設問に変えさせていただければというふうに思います。

　　失礼しました。５ページに戻ります。問８、問９ですが、こちら平成25年度時点で、障害福祉サービスのほうに難病医療の給付という項目が加わったんですけれども、こちらある程度時間がたっておりますので、問８に関しましては取る方向で考えてございます。

　　それから、問９ですが、高次脳機能障害に関しましても、こちら細かく聞いておるんですけれども、こちらは結果を施策に反映できないという観点から、こちらは取る方向で考えてございます。

　　それから、ページをめくりまして12ページに移ります。

　　12ページ、問27でございますけれども、問24の中で「特になにもしていない」と答えた方に関しまして、就労していない理由を聞いていたんですけれども、こちらは前回調査の結果から、障害や高齢のためということで、かなり多くの方が占めておりますので、こちらをあえて聞くことによる負担の軽減をさせたいというところから、こちらの調査項目に関しましては取る方向で考えてございます。

　　それから、13ページに移りまして、問29ですが、こちら余暇の過ごし方について聞いているんですけれども、こちらは余暇の過ごし方に関しまして、かなり細かく聞いていたところではございますけれども、こちらは計画に反映させる上で、ほかの設問と比較しまして重要度がやや低いというところから、今回は見送りたいというところで考えてございます。

　　問30に関しましても同様でございます。

　　続いて、15ページから始まります障害福祉サービスの利用状況ですが、こちらがかなり大きな変更を加えたいなというふうに考えているところでございまして、概要を申し上げますと、障害福祉サービスに基づくサービスを中心に簡素化できないかというところでございます。ほかの区の品川区ですとか港区、中央区等の調査票を、私、拝見して、見たところによりますと、かなりこの障害福祉サービスの利用状況に関しては、各区もかなり簡素にしているというか、１ページで済ませているところも中にはあったりして、かなり細かく聞いているところは新宿区のみだったところでございます。

　　というのは、新宿区としては、こういった障害福祉サービスがありますからぜひ使ってくださいねというような広報周知の観点もあって、かなり細かく聞いていたところもあるんですけれども、実は問34だけでページが五、六ページにわたっておりますので、全て読み込むとかなり時間がかかって労力がかかってしまいますので、ほかの区に倣いまして、支援法に基づくサービスを中心に簡素化できないかという御提案でございます。

　　ページは飛びまして、26ページに移ります。

　　26ページから始まります問36ですが、こちら障害福祉サービスを利用している方にお聞きしますということで、28年度調査の段階では、こちらはいわゆる計画相談を利用されている方に、その使っている理由と感想を聞いているところが問37、38と続いていくわけでございますけれども、今回、こちらは障害児のほうのセルフプランが高いというところもありまして、今まで聞いていたのとは逆の発想で、セルフプランで利用されている理由とその感想を聞くような質問に変えさせていただければなというふうなところでございます。

　　具体的には、問37の中で、セルフプランで作成しようとした理由は何ですかというところでは、「作成を依頼できる計画相談支援事業所がないから」、２番で「現在のサービスで満足している、自分でサービスを調整したい等、作成を依頼する必要がないから」、３番で「セルフプランのほうから手軽にできるから」、４「その他」、５「特にない」というところとあわせて、問38でございますけれども、ページをめくりまして27ページでございますが、その感想としては、「提出書類をみずからつくる必要がある」だったり、「利用したいサービスの内容や事業所に関する情報収集を行う必要がある」、「相談支援専門員による客観的なアドバイスがない」、「その他」、「特にない」というようなところで、感想をお伺いできればなというふうに考えてございます。

　　それから、ページで申しますと29ページ以降でございますけれども、権利擁護についてでございますが、前回28年度は、障害者差別解消法が施行された年でもありましたので、障害者差別解消法についての認知度をはかるところの質問項目がございました。ただ、こちらに関しましては、法の主体といたしましては、あくまで障害者差別解消法に基づいて動かなければいけないのは行政機関ですとか、あと事業所でありますので、障害者の方の認知度と施策には関連性が薄いというところから、こちらの項目に関しては、41番を削りたいと思っております。

　　逆に、問42と43ですが、こちらは、御本人が差別と感じる取り扱いを受けた経験がありますかですとか、あと合理的配慮があってよかったと思うことに関しましても、書いていただくところは残したいと思っているんですけれども、回答項目が３つ書く欄が、自由項目がございますので、こちらも少し量が多いかなというところから、１つに絞って、一番頭に残っているものを書いていただくような、そういったもので残してございます。

　　それから、33ページでございます。こちらは設問番号がやや入れ違いがございますけれども、問42から44を回答する上でということで、こちら先ほど申しました差しかえ用のペーパーをあわせてごらんいただければと思いますけれども、平成30年度最後の全体会の中でお示ししましたとおり、成年後見制度の利用促進法を障害福祉計画の中でも盛り込んでいきましょうという話になりましたので、こちらに関しましても設問を２つ、掲載のほうを新設で設けてございます。

　　文言ダミーで入っておりますのは、こちら別紙の差しかえ版ということで、そういった文言が入るということですけれども、初めに「成年後見制度を知っていますか」。「詳しく知っている」「概要については知っている」「聞いたことはあるが、内容は知らない」「知らない」の４択でお答えいただくのと同時に、「成年後見制度を利用したいと思いますか」というところで、より細かく「現在、利用している」「今後利用したい」「利用は考えていない」「わからない」というところで、設問のほうは設けてまいりたいなというふうに考えてございます。

　　続いて、34ページでございますけれども、収入に関してというところで、こちら御本人の年収額をお伺いする設問がございましたけれども、こちらはデリケートな質問でもございますので、回答したくないという方もいらっしゃるところを鑑みまして、45番に関しましては取る方向で考えてございます。

　　それから、34ページの下段にございます災害対策についてというところで、問47で、今回、選択肢の中で新しく加えましたのが、設問の10番でございますけれども、災害が発生したときに困ること、不安に思うことをお答えいただくところでございますけれども、こちらで設問の10番ということで、避難物資や情報を得たいというところ、こちらを新しく加えてございます。

　　それから、めくりまして36ページでございますけれども、将来どのような生活を希望しますか。問49に移りますが、こちらでいつごろ希望されるのかというところを、今暫定的に、各設問の中に何歳くらいにということで残しておりますけれども、こちらは設問の番号で申しますと、問５でありましたように、答えた方は問６、９でサブクエスチョン化して、お答えした方は何歳ぐらいに生活を希望しますかという形で書くことも検討できるかなというふうに考えてございますが、現段階では各設問の中に、何歳くらいにという形で、肢のほうは残してございます。

　　続いて、施設入所の方についての調査票に関して御説明申し上げてもよろしいでしょうか。

○村川会長　多岐にわたっているから、できたらちょっと一旦ここで。

○福祉推進係主任　わかりました。

○村川会長　説明ありがとうございました。

　　それでは、ただいま調査票のうちの在宅の方に対するアンケート調査であります。説明の冒頭にもありましたが、これはもう皆さん方の御意見も踏まえて、回収率を高めるということがありますので、提案内容としては、かなり前回に比べまして、幾つかの項目を削除あるいは修正、新しくつけ加わった点もございますが。

　　それでは、池邉委員さんからぐるっと一周するような形で。複数あると思いますので、お気づきの点、どうぞ遠慮なくおっしゃってください。

○池邉委員　肢体不自由児者父母の会の池邉です。

　　今回、福祉サービスのところで、障害福祉サービスに限って項目をということで、区独自でやっているような、例えばタクシー利用券とかリフトつきタクシーの運行なんていうものを、項目を少なくするために大幅に今回削るというような御説明があったと思うんですけれども、前回の資料を見させていただきますと、外出を支援するサービスの中でタクシー利用券のニーズというのは結構高くて、22％でトップになっていたりして、利用する方にとっては、障害福祉サービスとそれ以外のサービスってはっきり認識して使っている方というのが全てではないので、むしろやっぱりここにもきちんとニーズがあるということを把握することは必要なので、もしかしたら区独自のサービスというようなところで固めていただいて、そこで聞いていただくというような方式はどうなのかとか、以前、部長のほうからお話があったように、このようなサービスがありますというのを別に入れていくということと、どの方法がいいのかなとは思うんですけれども、そういうので確実に、気がついていなくて使えていないけれども、あれば使いたかったということにならないようにしたいなというふうには思っております。

　　とりあえず以上です。

○村川会長　それでは、立原さん、どうぞ。

○立原委員　立原です。

　　まず、６ページの医療的ケアのところで、この項目を「はい・いいえ」でするのはいいんですけれども、私、これ前に答えたときに、私たちが思っている医療的ケアというのはやはり吸引とか、あるいは呼吸器を使うとか、そういった医療的ケアを想像していたところに、服薬の支援とかいろいろ書いてあって、服薬の支援をするとなると、うちの子も医療的ケアがありますとここにつけることになったわけなんです。

　　ただ、「はい・いいえ」となったときに、例えば医療的ケアってこういうものですよとある程度項目を示していただいて、「はい・いいえ」でしていただかないと、何となく、私たち知的障害のほうだと、やっぱり医療的ケアって具体的に何が医療的ケアということになるのかというのがはっきりわかる人が少ないといいますか、肢体不自由の方たちはよくわかっていらっしゃると思うんですけれども、その辺でちょっと、例えばこういうものが医療的ケアに含まれますというような形で示していただいて、「はい・いいえ」と答えるという形にしていただけると、わかりやすいかなというふうに思いました。

　　それとあと、10ページの問22で「区役所などに気軽に相談するためには」って、ここ「区役所など」としているところが、私たちは気軽に割と区役所に、障害者福祉課さんのほうに相談する人がすごく多いんですけれども、むしろ区役所、この上では困ったときに相談する人、区役所に相談してほしいから……何て言うんですかね。だから、区役所などというところが具体的にもうちょっとわかるといいかなと思いました。今は相談支援専門員に相談しましょうとか、そういうふうに私たちはすごく言って、いるので、そういうところとか、あと、いろんな人に相談できるといいよねというようなこともあると思うので、「区役所など」でいいのかなと。ちょっと検討していただければなと思います。

　　それと、あともう一つ、11ページの「特になにもしていない」につけた人を12ページで全部削られたのは、趣旨はとてもよくわかりました。ただ、実際、今、ひきこもりといいますか、例えば作業所とかに所属はしていても通えていない人とかが結構多くいらっしゃいます。それで、これを理由を聞いたからといってどうなるかというものでもないかもしれないんですけれども、何もしていない、それはどうして。障害とか高齢のためとなってしまうとは思うんですけれども、何かその人たちが通えるようになるような施策につながるような質問というとちょっと難しいかもしれないんですけれども、そこはちょっと考えたいなというふうに思いました。私たち親の会でも相談を受けていてとても課題になっているところなので、少し考えたいかなと。なしにするならなしでというふうになると思うんですけれども、少し考えていただければなというふうに思いました。

　　あと、成年後見のところで、新しい項目で、利用したいと思いますかと聞いたところで、利用は考えていない人に、どうして利用を考えていないのかというのをちょっと聞きたいなと思いました。それが、やっぱり成年後見制度が利用されないのはどうしてなのかというところがすごく課題だと思っているので、どうして利用を考えていないのか。いずれは必ず必要になってくると思うんですけれども、そこが聞いていただけたらありがたいなと思います。

　　以上です。

○村川会長　ありがとうございました。

　　それでは、一旦ちょっとここで区切って、どうしますか。事務局のほうからお答えいただくか、検討していただくということで、先ほどの池邉委員さんからありました外出支援、それから今、立原委員さんから医療的ケアを含む４点ほどありましたので、一応、今の時点では聞いていただくということでいいですか。一つ一つ答えていただくやり方もあるけれども、時間がかかってしまうのでね。

　　今、立原委員さんの後半のほうのひきこもりの問題とか、これはひきこもっている人にこのアンケートを投げかけても多分答えはないので、そういう問題状況をどう捉えるかというのは、恐らくこの調査の次の段階、計画づくりの段階で、そのひきこもり周辺の方についてどう考え、あるいはどう取り組むのかということがあるかと思いますので、その中でぜひ取り上げてみたいと思っております。

　　それから、成年後見については、差し当たり調査項目として計上されておりまして、これはもう立原さんから御指摘のとおり、なぜ利用されないのかという、そういう根本的な問題を国がというか、法務省がはっきりさせていない。これは民法改正で、1999年ですからちょうど20年前に法務省所管で、旧厚生省も一定の協力をしてつくられた制度ですが、日本の成年後見というのははっきり言って財産管理、ほかの要素もあることはあるんですけれども、財産管理が主体ですから、はっきり言って土地とか家屋ですね、家とか、かなり財産を持っている方は活用する可能性がある。それからもう一つは、弁護士費用が四、五十万かかってしまうとか、手続的なこともあって、なかなか庶民の立場からするとやりにくい。

　　それから、国によっては、外国のことを言ってもしようがないけれども、イギリスその他では、成年後見でも身上監護、身の上監護という、こちらにかなり重点を置いたやり方があって、これですと知的障害の方とか重度の障害の方とかの場合には意味があるので、活用の余地があるんですが、日本の制度ではその辺をどう進めるかというのが、いま一つはっきりしていない面があるので、地元でも社会福祉協議会その他頑張っておられると思うんですが、こういう制度があるということは知っていただいたほうがいいので、調査項目として上げることは意味があるけれども、ただ、実効性というか、根本的な国の制度自体が、はっきり言って狭くできているので、使いにくい現状。私がそれ以上コメントしてもしようがないんですが、そういうことを含めながらですね。

　　それからあと、立原さんからありました、もちろん区役所も大事であるけれども、この間、相談支援センターを、もちろん区も含めて関係者が協調しておりますので、その辺はうまく言葉を入れていくということかと思われますが。

　　それでは、高畑委員さんからどうぞ。

○高畑委員　全体のことを先に言わせていただくと、調査項目をかなり削減して負担を減らそうという視点がすごい、全部を見ると伝わってきたので大変だったなと思っていますし、前のデータの結果もある程度確認しながらやられたなというのは、そこは御努力すごいなというので、それぞれ８項目とか５項目とか削減がかなりされているので、負担感はないと思うんですけれども、ちょっと基本設計としては、調査・回収・施策という、その視点ですごい整理されていていいんですけれども、途中でも話が出てきたアクションリサーチというか、調査によって認識を変えるというところと、調査の中身を確認する作業というヒアリングみたいなものをしないと、ちょっと落ちちゃう点があるかなというふうに感じました。

　　調査票はそういう視点でつくられてもいいんですけれども、さっき言った医療的ケアが全部「イエス・ノー」となったときに、中身が、利用者側と行政側のずれが生じちゃうんじゃないかなというふうに僕も感じて、括弧ぐらいはつけて、中身は何なのかと。それがないと、多分コストと支援策のときの人・物・金にどう影響してくるかというのが全然見えなくなっちゃうかなという、そこが一番気になったのと、それからサービスについても、施策的なところをスポッとやったというのはきれいでいいなと思ったんですけれども、先ほど言ったように知ってもらうというのと、新宿区はかなり頑張っているというのをアピールできなくなっちゃうなと、その２点をどうするかなというのが、数の問題とのバランスで、全部バランスですが、どこまで考えたらいいかなというのが、ちょっと僕の中でも整理がつかないまま来てしまいました。

　　あと、そういう意味では、調査票をここまでスリムにするんだったら、補完的にどうするか。例えば団体にヒアリングするとか、いろいろな事例じゃないですけれども、そういうところから吸い上げるみたいなことが、皆さんが日常的に気になったところを行政側から見てどうかというのと、御家族や本人から見てどうかというのをマッチングするようなことがあると幸いかなというふうに、この視点としては非常にいいんですけれども、マス調査としてと、それから事例というか、それを連続できるような形がもしできたら幸いかなと。調査としては、データ上のスリム化というところの視点だというのはすごくよくわかった。御苦労さまというか、ここまでスリムにしたというのはすごいなと。

　　以上です。

○村川会長　ありがとうございました。

　　確かにこの調査票の設計といいますか、項目を整理していただいた事務局あるいは調査会社の方の御努力もあったかと思いますけれども、今、高畑委員から御指摘があったヒアリングといいますか、これは、これまでの新宿区の計画づくりでは、団体の方からかなりヒアリングというのも並行してやっていますので、それはぜひ今回も欠かさずにやっていただきたい。

　　それから、これまでもたしか高次機能障害とか発達障害、さらに難病とか、その都度制度が変わったりして、追加されてきている内容については、やはりアンケート調査だけでは限界があるので、ただ、難病の方は種類がいっぱいありますから、どこまでやるかということはあるけれども、その辺もヒアリングといいますか、保健センターの方もいらっしゃっていますが、いろいろ各方面にも御協力いただきながら、このアンケート調査では深められない点については、そういう工夫をぜひしていただければという気がいたします。

　　それでは片岡先生、お願いします。

○片岡副会長　設問を減らしていただいてというのは、基本的にはいいんじゃないかと思うんです。

　　成年後見の場合、さっき財産管理のことが出ましたけれども、新宿区の場合に、正式な成年後見制度ではないかもしれないですけれども、いわゆる市民後見人みたいなものをつくっていらして、身上介護的なことをやっている地域もありますが、社会福祉協議会がやっていたりとかですが、こちらではそういうのは余りないですかね。

○立原委員　やっていますよね。

○片岡副会長　ありますか。

○池邉委員　社協で。

○片岡副会長　そうしたら、成年後見制度と言ってしまうと、そのどこまでがというのがあるかなと、ちょっとそこが気になったんですけれどもね。利用されている方もいらっしゃるということであれば、どうしたらいいのかがちょっとよくわからないんだけれども。

○村川会長　そうですね。ですから、この成年後見に関する設問は今回初めてに近いから、一応、制度の概略を手短に説明したり、今、お話のあった市民後見人とか身上監護的なかかわりがあるのであれば、そういうこともちょっと、余りいっぱい長くなっちゃうとあれですが、少なくとも半ページぐらいは使って少し説明をして設問すると。何かそういう工夫が必要なんでしょうかね。

○片岡副会長　だから、利用していらっしゃるといった場合に、どちらを使っているのかみたいな。財産管理のほうとか、何かそんなことがわかるといいのかなと。最近、大分問題点も出てきているみたいなので、財産管理されて身動きがとれないとか、そんな話も出てきちゃっているので、ちょっと聞き方は難しいかなと思いますけれども。

○村川会長　ありがとうございました。成年後見関係で御指摘をいただきました。

　　あえて申しますと、割と今の成年後見制度というのは、どちらかというと高齢者介護、高齢者を想定した面があったりで、障害の方々について考慮されていないというわけではないんですが、あえて言うと、知的障害の方について、親御さんの立場からすると、もちろん遺言とかいろんなやり方があるんですが、兄弟が何人かいらっしゃるという場合に、確実にそのお子さんに残していきたいとか、そういうお気持ちもあるわけで、それがうまく反映されればもちろんそれがいいし、また御本人がそれがうまく受け取れるということが望ましいんですがね。

　　やっぱり巷の話を聞くと、兄弟が一方的にその財産の処理を決めちゃったとか、トラブルなのか、トラブルまではいかないけれども、やはり立場上、弱い者が損すると言うと語弊があるかもしれないけれども、そういうことになっても困るので、そういったあたり、これは知的障害の方だけに限りませんけれども、難病の方、重度障害の方、いろんな場合がありますから、そこはうまく進めるというのか、調整というのか、本格的な手続の前にいろいろ相談できるような窓口といいますか、そういうことがあるのが望ましいかなと。ちょっと感想めいた発言で申しわけないんですが。

　　それでは春田さん、お願いします。

○春田副会長　私は、12ページのところの削除された27番、何もしていないという回答は削除したわけですけれども、僕は、実際にちょっと障害者団体の親分みたいなことをやっていて思うんだけれども、何もしたくないわけじゃないんだよね、多分ね。何でしたいことができないかというようなことの掘り起こしにつなげてほしいと思うんですよね。

　　例えば、私のことで恐縮ですけれども、私も80近い障害者ですから、それでひとり暮らししていますからね。障団連とか、いろいろなところの会長とかいろいろやっているから忙しいですけれども、こういう人はそんなにいるわけじゃないですよね。毎日出かけています、私はね。

　　こういう人になってほしいんですよ、実際には。健康上の問題がなければね。だから、ちょっと設問の仕方をいまいち工夫をされてほしいと思います。

○村川会長　ありがとうございました。

　　今、この12ページ、赤インクで書かれた問27が削除される形となっておりますが、今、春田委員から御指摘もございましたので、現象的には何もしていないという状況があっても、その背景を知るという意味合いでは意味があるということでもありますので、丸ごとこのまま復活するかどうかはありますけれども、ちょっとその辺は事務局でも含んでいただいて、検討の余地があるのかなという気がいたします。ありがとうございました。

　　それでは、関原さんからは後ほどお話しいただくとして、佐藤委員からどうぞ。

○佐藤委員　皆さんがいろいろ御意見おっしゃってくださったので、そんなにはないんですけれども、今、春田さんがおっしゃってくださいました問27で、特に何もしていない方というのは、私の担当のところで何人かいらっしゃいますけれども、何もしていなくて、何もしないわけではない、できないわけではない、したくないわけではないという方が結構いらっしゃって、でも自分がどういうふうに出ていっていいかが、もう一つ引っ張り上げてくれないと、自分からは出られないという方がいらっしゃるので。この問27では何がしたいですかとか、何かそういう時期とか、立場とか、そういう場所とかがあったら、何か自分にできることがあったらしたいですかとか、何かそういうような形を変えた問いがあってもいいかなとは思いました。

　　大分削ってくださったので大変だったと思います。私も見たんですけれども、こっちを削るとあっちが立たなくなるみたいな、非常に頭の中がもうごちゃごちゃになっちゃって、お答えができなくて申しわけないんですけれども、この27はもう一つ考えてくださってもよろしいかなと思います。

　　それからあと、最後の36ページの将来についてでございますが、「あなたは今後、どんな生活を希望しますか。（○はひとつ）」と書いてありますが、この中でグループホームに入居するとか、いろいろ書いてございますが、何歳ぐらいにというのは、これを書き込めというのは非常に酷ではないかと思います。私、お年寄りの方なんかは、結局は自分の今住んでいるところに最後まで住んでいたいというのが本音なんですよね。口ではいろんな方も、そのうちどこか入らなくちゃ入らなくちゃって、私にどこかいいところ探してくれと年がら年中言われるんですけれども、頑張って自分のところで住むのが一番楽なんだからと、いつもそう言っているんですけれども、だから、グループホームとかそういうのもいろいろございますよみたいな感じで、でも何歳ぐらいまでにというのはちょっとかわいそうかなとは思っております。

　　それから、さっき会長さんがおっしゃった、片岡委員さんもおっしゃった成年後見制度でございますが、区とか社会福祉協議会の出している成年後見制度のあり方と、頼もうかなと思っている人の成年後見制度とは、非常にギャップがありまして、実質、成年後見制度を区長さんの依頼で司法書士さんに頼んだ例があるんですが、本当にビジネスライクといいますか、お金の出し入れだけです。

　　ですから、それ以上のことに関しては、その人のいろいろメンタル面とか、身の回りのことなんかは、本当にお友達とか知り合いとかが自腹を切ってやっている状態ですので、やっぱりそういうところもこれから考えていかなきゃならないかなと思います。

　　それから、必ずしも新宿区内の近いところに入れる人ばかりではないので、ちょっと遠いところに行くと、本当にもうかわいそうな状態になってしまっています。

　　すみません。そのぐらいしかちょっと今お答えできません。

○村川会長　ありがとうございました。

　　３点ほど御指摘をいただきましたので、成年後見の関係、春田委員からの御指摘の点、それから将来のところの回答の仕方での工夫といったようなことで、ありがとうございました。

　　あと本日、加藤委員が御欠席なので、精神障害者とその御家族の立場からいろいろ御発言いただいているので、今回、22ページその他、精神障害の関係で幾つか削除されている点もありますので、これは加藤さんのほうには後で連絡をとって、協議会の前に少し御意見は聞いたほうがよいかなという気がいたします。

　　あと、私のほうからも、各委員からかなり一通り御指摘をいただきましたので、設問数が多く、従来ですと人によっては１時間以上回答にかかってしまうみたいなことがあれば、負担が大きいですので、削除といいますか、整理されてきている流れは認められてよいのかな。ただ、残すべきは残すということもありますので、本日の議論、最終的には全体の協議会にもかけられまして、御意見をいただくわけでありますけれども、ひとつうまく進行するといいますかね。

　　あともう一つは、利用対象者のところ、利用対象者というか、アンケートを投げかけられる立場の方が最初のページで出されておりましたので、この辺は人数配分、以前からも申しておりますが、身体障害者手帳というふうに一括して書かれておりますが、これは皆様方御存じと思いますが、視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・内部障害などとなっておりますので、少しその人数ですね。人数的にはやはり肢体不自由の方が多いということもありますので、そうすると、視覚障害・聴覚障害の方の声を受けとめにくくなってしまう面があるので、ちょっとそこの調査対象の進め方とか、あと難病の方は非常に人数も多い、疾患も多いので、そこをどうしていくかとか、その辺の調査を進める上での手続はあるのかなと思います。そこは事務局のほうでもよく検討していただければと思いますが。

　　ちょっと突然の指名で申しわけないけれども、部長さんのほうで何か今までの議論をお聞きになって、御意見がございましたらお願いします。

○関原委員　関原でございます。

　　御意見をいろいろお聞きしていて、やはり答えていただくためにどうしたらいいかというのが一番大切だというところは、皆さん共通認識に持っていただけているんだろうなというところです。

　　事務局と私も一緒にいろいろ考えさせていただいて、区独自のサービスについて、例えばそこでサービス量のことをお聞きして施策に反映するというところで、例えばこの質問なくなったから予算を全部とっちゃうよとか、そういう話では全くないので、先ほど池邉委員から御提案があったように、区はこれだけほかにもサービスがあるんだよというような御案内を別に添えさせていただいて、でも質問としては、法律に基づいた必要量の確保と方策というところに主眼を置くというような、めり張りをつけるやり方というのも、工夫のしどころなのかなと思っています。

　　先ほど来出ております成年後見のお話、こちらは新しい中身として計画に位置づけていきたいというところもございますので、少し丁寧に、成年後見というのはこういう仕組みでありますよというのを、調査票の中にたくさん書き込むのがいいのか、別立てだとなかなか目がそちらに行かないので、ここは押さえていただきたいというところは、調査票の中に御説明をさせていただいてというところもあってもいいのかなと。

　　また、先ほどの医療的ケアのところにつきましても、高畑先生がおっしゃるように、認識がずれて、対象があるとかないとかというところで、ベースが違ってしまっては施策への反映の仕方も全く変わりますので、こういうところをこの質問では医療的ケアというふうに聞きますけれども、いかがですかというような、そういうお互いに同じベースのところで把握ができるような、そんな仕組みが大切なんだなというのを実感したところでございます。ありがとうございます。

○村川会長　どうもありがとうございました。非常に貴重な取りまとめをしていただきました。

　　それでは、時間の都合もありますので、次の施設入所者の方の関係の説明をお願いいたします。

○福祉推進係主任　では、お手元には施設に入所している方の調査票を御用意いただければと思います。

　　ページめくりまして３ページでございますけれども、施設入所についてという題目の問５でございますが、「現在入所している施設で利用している日中活動について○をつけてください」というところの項目がありましたけれども、こちらに関しましては、施設入所の方全件、障害者福祉課において把握してございますので、あえて御本人様に聞く必要を、お手間を考えますとこちらは削ってもというところで、整理させていただいたところでございます。

　　それから、６ページでございます。こちらは先ほどの医療的ケアの御議論と重複しますけれども、こちらに関しましても、内容としましては「はい・いいえ」の２択に、今回書かせていただきましたけれども、こちらに関しては検討させていただければと思います。

　　それから、問15ですね。７ページでございますけれども、こちら全ての方にお聞きしますということで、施設で提供可能な医療的ケアについてということであるんですけれども、こちらは、回答に当たっては施設職員の方に確認いただけるということで、本来、こちらは主体が御本人様ですが、この項目だけ施設職員の方が入る形で、少しつくりとしては複雑になっているので、なおかつ、こちらは聞いたところで施策のほうに十分に反映できないというところもありますので、こちらに関しましては取る方向で考えてございます。

　　それから、問22まで飛びまして、10ページでございます。こちら差別解消法に関する前書きと、それから先ほどの在宅の方向けの質問でもありましたけれども、障害者差別解消法の認知度と、それから差別的な取り扱いと合理的配慮の提供に関する部分、こちらに関しましては、ほとんどの方が施設に入所されているということで、不当な差別的取り扱いですとか合理的配慮に関する事例というのが、前回の調査の中でも余り寄せられなかったところがございますので、こちらに関しましては全面的に取る方向で整理させていただければというふうに考えてございます。

　　それから、13ページでございます。こちら、成年後見制度の話は、先ほど在宅の方と同様に、こちらのほうは新設で予定してございます。

　　14ページに移りますが、こちら、施設入所を継続希望される理由に関してお伺いしたところでございますけれども、こちらに関しましては、地域移行に関する質問の回答が少なく、施策に生かすことがなかなか難しいところがございましたので、こちらは取る方向で整理させていただければというふうに考えてございます。

　　雑駁ですが、以上でございます。

○村川会長　ありがとうございました。

　　施設入所者の関係でありますが、現在、区内にもございますが、割と数としては多いのは八王子など多摩方面であったり、あるいは東北各県などかと思われますが、御本人が記入される場合もあるし、比較的多くは施設職員の方に代行していただくというようなこともある分野かとは思います。

　　それでは、立原さん、何かお気づきの点ありましたらどうぞ。

○立原委員　先ほどの在宅のところとかぶる部分が多いので、改めてというところはそんなにないんですけれども、本当に細かいことなんですが、６ページの問12のこの項目の中で、６番の「仕事や訓練の改善」というところが言葉的にちょっとひっかかる、どうかなと思ったので、ここを例えば日中活動の充実ですとか、訓練という言葉、仕事とか訓練というよりは、日中活動のほうがいいのかなとちょっと思いました。

　　あと、差別解消法とかについては同じ扱いになるかなというふうに思います。ちょっと聞いてほしいなというところもあるんですけれども、実際に書く人は多分いないかなというふうにも思いましたし。以上です。

○村川会長　ありがとうございました。

　　池邉さんは何かございますか。

○池邉委員　入所している方がお答えになるということで考えると、自分で全部書けるという方だけじゃないので、やっぱり職員さんに書いてもらうというような場合に、合理的配慮の提供とか障害者差別解消法に触れるようなことがあったとして、本当はそういうことを引き取ってあげたいような気持ちもするんですけれども、そういうのを職員さんに書いてもらう上で正直に書けるかなと思うと、どうなのかなというのが、とても難しいところではあるような気がいたしました。

○村川会長　ありがとうございました。

　　今、池邉委員からお出しいただいた点ですね。この差別解消法周辺といいますか、合理的配慮その他ですね。これは今回の案では全部カットみたいで、確かにこれは、基本的には御本人に聞いてはいるんだけれども、多くの回答が職員の方で、それを問題を隠しちゃおうということではないけれども、はっきり言って避ける傾向が全くないとは言えないので。

　　私ちょっと考えたのは、もしこれ、この調査は調査でやらなくちゃいけないけれども、特に遠隔地の調査ですね。これははっきり言って部長さん、課長さんにお願いなんだけれども、お願いというのは、旅費はかかっても、全部の施設に行くということは不可能だと思うんですが、八王子など多摩方面の施設幾つか、あるいはまた東北地方の施設で、はっきり言って前回の回答状況とかで記入が不十分な施設って大体どこかって、調べればすぐわかるわけなので、そういうところは、ヒアリングじゃないけれども、直接行って話を聞いてみるような、そういうことも場合によってはしていただいてもいいのかな。ただ、これ全部やるとなったら相当旅費がかかっちゃうので大変な話なんですが、また時間的にも手間取るんですが、都内でできれば１つ、２つ、また東北地方で１つ、２つというか、ぜひ少しその辺はそういうことで、施設に入ってそれでいいんでしょうということではなくて、掘り起こしと言うと何ですが、何かちょっとその辺の工夫は必要かという気がいたしました。

　　片岡先生、よろしいですか。

　　それでは、時間の関係もありますので、続きまして18歳未満の子どもの関係の調査の説明をお願いします。

○福祉推進係主任　では、お手元には18歳未満の保護者の方向けの調査票を御用意いただければと思います。よろしいでしょうか。

　　では、順番にまた御説明申し上げますけれども、５ページでございますが、こちら問８と問９でございますが、こちら先ほどの在宅の方と概要としては一緒でございまして、該当者が少ないというところでございますので、こちらに関しましては調査項目、特に18歳未満の方のものは多いですので、こちらに関しましては比較的取る方向で考えてございます。

　　それから、問10に関しましても、高次脳機能障害、こちらに関しましても在宅の方向けと同様ということで、こちらは取る方向で考えてございます。

　　７ページでございますけれども、７ページの医療的ケアに関しましては、こちらも「イエス・ノー」、「はい・いいえ」の形で今回書かせていただきましたけれども、こちらも補記をする形で、事務局のほうで検討してまいりたいというふうに考えてございます。

　　それから８ページでございますけれども、こちらかかりつけ医の部分の設問に関しましては、問14と半ば重複する部分がございますので、こちらに関しましては取る方向で考えてございます。

　　それから、15ページに飛びますけれども、問28でございます。こちらはサブクエスチョンになってございますけれども、問24の中で「学校在学中」と回答した方にお聞きするところで、「就学に当たって相談した機関や活用した事柄を教えてください」というところでございますけれども、こちらの回答内容に関しましては、実は教育委員会のほうで全件把握をしているというところでございますので、あえて調査票の中でお聞きしなくても実態は把握できるというところでございますので、こちらは取る方向で考えてございます。

　　それから、18ページでございます。問35ですが、「お子さんは、住まいに関してどのような支援を必要としていますか」に関しましては、こちら18歳未満の場合、住まいに関しての御希望というのはそんなに多くないのではないかというところで考えまして、こちらは取る方向で考えてございます。

　　19ページ以降の障害福祉サービスに関しましては、在宅の方と理屈は同じでございまして、こちらに関しましては児童福祉法ですとか、あと18歳未満の方でも、こちら３カ年の計画の中で、いずれ18歳になられて、支援法のサービスに使われる方もいらっしゃるというところもございますので、こちらはあくまで児童福祉法と総合支援法のサービスに基づくものに限定してございますけれども、こちらもその書きぶりですとか取捨選択に関しましては、再度、事務局中でも検討してまいりたいというふうに思っております。

　　それから、28ページ以降、本質は29ページからでございますけれども、障害福祉サービスの利用計画に関する質問でございます。在宅の方でも申し上げましたとおり、こちらは前回まで、利用計画を作成した方に対して聞いていたんですけれども、新宿区の場合、セルフプランの率も多いというところもございますので、こちらセルフプランでつくられた理由と、その感想をお伺いするというところは、在宅の方と一緒でございます。

　　それから、次のページに移りまして、32ページ以降でございますけれども、こちらも在宅の方と同様でございまして、差別と感じた経験がありますかですとか、合理的配慮があって助かったことは何ですかというところは引き続きお伺いするんですけれども、こちらも項目に関しては１つに絞らせていただければというふうに考えてございます。

　　34ページからは、成年後見制度に関する設問でございます。新設でございます。

　　36ページに移りますけれども、こちら問45ということで、御世帯の年収をお伺いする項目でございますけれども、こちらも在宅の方と、同様でデリケートな設問でありますので、こちらは取る方向で考えたいというふうに思っております。

　　それから、36、37ページでございますが、こちら災害対策に関しましては在宅と一緒で、「避難物資や情報を得たい」という困り事の項目は加えさせていただいておりますのと、37ページで災害に対する備えというところでは、「福祉避難所の位置を知っている、行ったことがある」、それから「防災訓練に参加したことがある」という項目を新たに選択肢として加えているところでございます。

　　以上でございます。

○村川会長　ありがとうございました。

　　それでは、この18歳未満のところですが、よろしければ片岡先生から最初に口火を切っていただければと思います。

○片岡副会長　整理していただいて少しすっきりしたなというふうにやっぱり思いますが、ちょっと気になったところ、一、二カ所なんですが。

　　１つは、問11、ほかにももちろんあるんですが、それから大人の方も一緒だと思うんですけれども、お子さんの障害や心身の不調について気づいたときと聞いているんですね。不調もいいんですけれども、今、このごろは発達障害とか、そういうところで不調とか、障害という言い方だけではなくて、特性という言葉を随分使われるようになってきておりまして、例えば発達障害なんだけれども、その子の特性をうまく見て指導していけばいいというような話もありまして、ここに例えば特性という言葉も入れて、子どもだけでもいいと思うんですけれども、18歳未満だけでも。つまり、お子さんの障害や心身の不調・特性みたいなことを入れたらどうかなとちょっと感じています。不調というふうに言い切ってしまうのに少し抵抗があるという感じですが、親御さん側の障害受容とか、いろんな問題もあるかとは思うんですけれども。

　　それから、14番は医療機関だけを聞いていて、医療機関でないところを聞くのもありますかね。医療機関を聞くのも必要かと思うんですけれども、最初に相談というか、障害に関して気がついて相談するところ、あるいは病院でない療育機関というのもたくさんあると思うので、児童相談所だったりすることも結構あったりとか、それから子どもの発達センターという相談機関だと思うので、最初に、最初というか、相談したところはというのがどこかにあってもいいかな。ちょっとあったらごめんなさいですが、うまく見つからなかったです。

○村川会長　今おっしゃった点は、前回、医療的ケアというのが、厚労省のほうが従来、重症心身障害をやめちゃって、医療的ケアを強調して、この流れにちょっと支配されたような傾向もあって、前回の問13、14という流れになっちゃっていますが、医療機関の役割もあるし、今御指摘のように、地元であれば子ども総合センターとか、保健センターとか、医療機関以外で障害についてのお尋ねとか気づきとか、いろいろあることは確かなので、ちょっとそこは工夫をする必要がありますね。

○片岡副会長　それから、13ページの問24、それからほかにもありますが、26もそうですが、これ通級指導学級をわざわざ消して、まなびの教室だけになっているのかなと思うんですけれども、まなびの教室というのは、新宿区独自の通級の名前だと思うんですよね、そうですよね。そうすると、知っていて当然って、住民なら知っていて当然ということなのかもしれないですけれども、ほかからいらっしゃった方もいるし、まだ子どもが小さくて学校のことを知らない場合もあると思うので、やっぱり通級指導だということを、まなびの教室にして、その後ろに括弧でつけておいたらどうかなと思います。

　　それで、例えば学校も、私学に行っていらっしゃる場合もありますよね。障害があっても、例えば発達障害専門の私立学校なんていうのも、新宿区内ではないけれどもあって、わざわざそこに行っていらっしゃる場合なんかもあるので。その他の学校が入っているので、それはそれでいいと思うんですけれども、通級ということがわかるようにしておいたほうがいいかなと思いました。

　　あと、28の就学に当たって相談した機関、教育委員会で把握していらっしゃるからということだったんだけれども、そうなのかな。教育委員会で相談した方については全部わかっているということなんでしょうけれども、どこに相談しやすいかみたいなこと、最終的には教育委員会に就学相談しなければ、障害児学級とか入れないシステムだと思うんですけれども、就学について皆さん、例えば療育のデイサービスとか通園なんかに通っている方はとても悩まれて、いろいろ情報を集めたり相談したりしている実態はあると思うんですね。なので、これあってもいいかなとちょっと思いました。

　　あともう一つ、22ページのサービスの一覧のところで、介護人休養というのがありますね。これカットになっているんですけれども、こういうのがあるよというのをもし知らせたいというのがあったら、お子さんの場合に、まだいろいろ情報が少ないところで、介護人休養があるよという情報はいい情報かなと思うので、残せたら残したらどうかなと思いました。

　　そんなところです。すみません。

○村川会長　ありがとうございました。５項目ほどにわたって御提案いただきましたので、事務局のほうでも十分踏まえていただければと思います。

　　あと、よろしければ、池邉さんのほうで何かお気づきの点ありましたら、どうぞ。

○池邉委員　先ほど片岡先生もおっしゃっていた問14に関しては、やっぱり治療というところと相談というところと、もしかしたら設問を分けていただいたほうがすっきりするのかなと思うところもあって、もし治療とか診察ということに関して言えば、15で削っている分、例えば往診や訪問診療とかいう項目を、14の中にその他でなく１つ入れておいて、またその他があるようにしていただくようなものもいいのではないかなと思います。

　　もう一つ、医療的ケアに関しては、やっぱり小さいお子さんで医療的ケアがあることが、今までの３障害の範疇に入らなくて、例えば歩けて話せるけれども、医療的ケアがあるということで日常生活に支障が出ているということもあるので、医療的ケアの項目はこの聞き方でなくてもいいんですけれども、やっぱり「イエス・ノー」だけじゃなくて、それによって、例えば通園する場所がないとか、あとショートステイが使えないとか、現実、問題は、受けとめる家庭の側から見ると問題があるので、医療的ケアの項目は残していただいたほうがいいのかなというふうに私は思っております。

　　以上です。

○村川会長　ありがとうございました。

　　立原委員、いかがでしょうか。

○立原委員　大体先ほどと同じ感じなんですが、それ以外のところでまた細かいですが、18ページの外出のところの問33で、34には「外出（通園・通学以外）」となっているんですけれども、「どのぐらいの頻度で外出していますか」というのは、やはり通園・通学以外ということだと思うので、そこを上にも入れて、でも、これ入れると行がふえちゃうとか、そういうのがもしかしたらあるかなと思いましたが、入れていただいたほうがわかりやすいかなというふうに思いました。

　　あと、その前のページですね。卒業後の進路の希望のところなんですが、自立訓練事業所というところに、最近、知的障害のほうにも自立訓練と、もちろん皆さん御存じだと思うんですけれども、自立訓練と就労移行支援をくっつけて大学というふうにしているところがあって、そこを希望される方がとてもふえているという、今、現状がありますので、そこをここに書くのがどうかというのがちょっとあれですが、例えば、この「視覚障害者生活支援センターなど」のところに、具体的に「カレッジ早稲田」と入れちゃってもいいかどうか、ちょっと私も迷うところですけれども、入れていただいたほうがいいかなというふうに思いました。というのは、最近聞いた話ですが、別に市にいる方で、僕大学に行くことにしたと言っている御本人に、よくよく聞いたらカレッジ早稲田だったということがあったみたいで、そういった福祉サービスなんだよという認識をちょっと持っていただくのがいいのかなというふうに思いました。

　　それと、先ほどの成果目標のほうにちょっとつながっちゃうんですけれども、就労移行を使って実際に一般就労できていない方が多いのかなと。実際どのくらいの数が出ているのか、ちょっと私のほうでも把握していないんですけれども、学校、居場所的な形で使われて、就労につながっていないと、その次の２年間使っちゃうと、もうあとその次、別の移行事業所に移れないということもありますので、その辺の認識をちょっと保護者の方に持っていただくことも大事かなというふうに感じておりますので、もしいい書き方があれば入れていただければなというふうに思いました。

　　あと、最後のところで、在宅のほうにもちょっと絡むんですけれども、将来についてというところで、「お子さんは将来、どのような生活を希望していますか」ということで、「必要に応じてサービスを利用しながら地域で在宅生活を継続する」というのが、大人のほうもそうですが、ちょっと難しいかなと。イメージとして、私とかはわかるんですけれども、例えばひとり暮らしであるとか、家族と住みなれた家でずっと暮らしたいとかいうほうがわかりやすいのかなというふうに思いました。サービスを利用しながらひとり暮らしという方もいらっしゃいますし。その辺少し、地域で在宅生活を継続するということが、イメージとしてちょっと湧きにくいかなというふうに思いましたので、そこをちょっと工夫していただけたらなと思います。

　　以上です。

○村川会長　ありがとうございました。３点ほどですね、外出支援、進路及び将来の生活ということで御提案をいただきました。

　　すみません、ちょっと私も不勉強なので、そのお話にあったカレッジ早稲田さんというのは、これは専門学校でもなくて、就労支援施設……

○立原委員　自立訓練と就労移行支援を2年ずつ使って、4年間で大学みたいな形です。それを身近な人の、ちょっとあれですけれども、そこに入ってもう卒業した人のことで、やっぱり高等部を卒業してすぐ就労するのはちょっとあれだから、もうちょっと学校生活をしたいみたいな形で行かれた方が、結局移行を使っちゃって、一般就労もできなくて、結局作業所でもいい、作業所に来られたということは全然構わないんですけれども、でも、あの子はもしかしたら一般就労できたんじゃないのというような子が、そういう作業所に来られていたりとかいうことがあったので、どうもそこがうまく就労につながっていないのかなというふうに、はたから見てそういう印象があるのでというところがちょっと気になっていて。

　　パンフレットを見て、行きたいとなるのはいいのですが、制度をよく知らないで使ってしまうことを心配しています。

○村川会長　その立派なパンフレットもあるんでしょうけれども、結構大勢、かなり複数の方がそちらに流れているというか、行っていると。

○立原委員　年々増えているようです。新宿区内の方だけでなく、区外や都外からも通っている方がいらっしゃいますし、新しく他にもできています。

○村川会長　ありがとうございました。進路その他のところで固有名詞をどこまで、あるいは例示をどこまで入れるかということはまだあると思うので、そこは事務局のほうでもいろんな情報をとって、お考えいただければと思います。

　　春田さんは、この辺はよろしいですか。

○春田副会長　特にないです。

○村川会長　それでは、よろしければ一区切りとさせていただきまして、次のサービス事業者の関係の説明をお願いします。

○福祉推進係主任　では最後に、サービス事業者の方を調査票を御用意いただければと思います。

　　こちらに関しましては、28年度調査のときに行いました特例子会社に関する調査に関しましては、来年度以降のヒアリングの中で、幾つかの事業所に関してお伺いさせていただければという形で、この調査票の中からは取る方向で考えてございます。

　　その他、ページで言いますと９ページでございます。９ページの問17ということで新設しましたのが、先ほど来出ております在宅の方と、それから18歳未満の方の中でセルフプランの高いところをお伺いしておりましたけれども、こちら親御さんだったり御本人から、そのセルフプランである理由をお伺いしているところでございますけれども、他方、事業所側がふえない理由がどこにあるのかというところをお伺いする観点の質問になってございます。

　　「参入に当たって課題となるものは何ですか」というところで、「福祉人材の確保」「土地（賃貸借物件を含む）の確保」「登録事務手続の煩雑さ」「利益（採算）の見込み」。あとページをめくりまして、10ページに選択肢の５で「その他」ですけれども、こちら選択肢に関しましては、文言の調整の余地はありますけれども、こういった形の文言を新たに加えまして、事業者側からのニーズというのも、区としては把握してまいりたいなというふうに考えてございます。

　　12ページ以降は、先ほど申しました特例子会社に関する質問事項でございますので、こちらは15ページまで丸々カットいたしまして、ヒアリングによる質的な調査を実施してまいりたいというふうに考えてございます。

　　以上でございます。

○村川会長　ありがとうございました。

　　事業者の関係、前回は特例子会社などにも焦点を当てて項目がございましたが、今回それはヒアリングに譲るということでありまして、幾つかの点の整理が行われておりますが、何かお気づきの点ございましたら。

　　どうぞ。

○春田副会長　新宿区身体障害者福祉協会とか、障団連とか、グループホームやっていますよね。ここには聞きますか。

○福祉推進係主任　ええ、お伺いいたします。

○村川会長　ほかにいかがでしょうか。

　　きょうはやむを得ないんですけれども、全体の協議会のときには、団体ヒアリングの予定がある程度はっきりしておれば、何か一覧表のようなもの、日程まで書くのは大変だと思いますけれども、こういう団体から話を聞きますとか、それを別紙でつくっていただくといいのかなと思いますね。よろしくお願いいたします。

　　各委員からお気づきの点ありましたら。

　　高畑さん、何かこの分野でございますか。

○高畑委員　特にないんですが、調査日みたいなものは、どこかに明確にしておいたほうがいいのかなと。例えばスタッフが変わったしまうところもありますので、登録している人数を書かれたりとか、そういうこともあるのかなと。ちょっと個人的に現状のスタッフがどうなのかというのをちゃんと押さえられたらありがたいというのが１点と、５ページ目の問６の年度が、これでいいのかなと。これはどっちの年度。

○村川会長　30年度でしょうね。

○障害者福祉課長　すみません、こちらは30年度です。

○高畑委員　それなら。すみません、瑣末な。

　　以上です。

○村川会長　ありがとうございました。お気づきの点、御指摘いただきました。

　　事業所も、確かにスタッフの変動とか、規模の小さいところは小さいなりに、あるいは大きいところは大きいところでもいろいろ変化もあるかと思いますが、うまく記入をしていただけるような流れが必要かなと思います。

　　これは、特例子会社はヒアリングと言われていましたが、区内周辺で特例子会社はどれぐらい、10社まではないですかね。全部してくださいというのも大変な話なので、重立ったところということになるのかなと推察されますが。

○福祉推進係主任　すみません、もう一度、御質問いただいてもよろしいですか。

○村川会長　特例子会社は、今回質問からは削除してヒアリングに移行するということで、ちょっと私も詳しい数はわかりませんが、新宿区内あるいは周辺を想定すると、恐らく10社前後あるかな。なかなか全部は難しいと思いますけれども、主なところに行くということになるんでしょうかね。

○福祉推進係主任　そうですね、はい。こちらに関しましては、ハローワークさんのほうに区内の特例子会社の数を把握しておられますので、そちらをお伺いした上で幾つか抽出してといったようなところでヒアリングさせていただければというふうに考えております。

○村川会長　ありがとうございました。その辺、ぜひハローワークさんの協力を得て。

　　どうぞ。

○片岡副会長　15番の専門職の配置というところで、今回、心理職も国家資格になったので、公認心理師はまだ、既にいるとは余り言いにくいんですけれども、一応名前を挙げておいていただくと、今まで臨床心理士だった人がほとんど公認心理師を取ってきていますので。

　　というのは、就労定着支援とか、それから児童発達とか、そのあたりはもちろんですけれども、定着支援なんかでもこのごろ心理職を採ってくださるところが、結構会社でふえてきているようで、実際は働いている人がぼちぼち出てきていますので、入れておいていただけるとありがたいです。ちょっと手前みそですけれども。

○村川会長　ありがとうございました。これは調査票上、きちんと設計していただければと思います。

　　それでは、一当たり進んでまいりましたが、関原さんいかがでしょうか、何か御感想でも結構ですが。

○関原委員　関原です。いろいろ御意見ありがとうございました。

　　在宅のところで、一通り皆さんの御意見と思いをいただいたところです。その思いをベースにさせていただきながら、特に入所されている方、18歳未満の保護者の方、事業者の方もそれぞれの立場で悩んでいらっしゃること、これをきっかけに気づいていただきたいこと、あろうかと思いますので、また協議会のときまでに、本日いただいた御意見を踏まえまして、再度、事務局として御提案をさせていただき、協議会の中でまた広く御意見を頂戴できればありがたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○村川会長　ありがとうございました。

　　今お話のとおり、７月下旬に予定をされております全体の協議会の中で御意見を出していただきながら、よい調査票の設計・実施に向かっていただければと思います。ありがとうございました。

　　それでは、一当たり議論が終わりましたが、何か事務局のほうでお気づきの点、あるいは特段なければ、今後のことについて説明をお願いいたします。どうぞ。

○障害者福祉課長　障害者福祉課長でございます。

　　本日は、活発な御議論をいただきまして、まことにありがとうございます。

　　次回の予定等でございますけれども、第10期の新宿区障害者施策推進協議会のほうの任期に関しましては、ことしの７月22日までというふうな形になっております。でございますので、現在の委員の方の会議に関しましては、本日が最後というふうな形になります。４年間にわたりまして、まことにありがとうございました。

　　次期の選定でございますけれども、また引き続きお願いをするというふうな形もあろうかと思いますけれども、事務局のほうから別途また御連絡のほうをさせていただきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたします。

　　続きまして、先ほど会長のほうからお話がありました次回の日程でございますけれども、第１回の障害者施策推進協議会におきましては、令和元年、今年度の７月25日木曜日の午前10時から12時までを候補日時としているところでございます。ここで皆様の御日程のほうを御確認いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

　　よろしいですか。では、そのとおり日時のほうは設定をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

　　また、第１回の協議会後のスケジュールに関しましてですが、８月下旬に第３回専門部会を開催させていただきまして、今回の調査事案に関しまして詳細な御検討をしていただく予定でございます。そして、10月に予定をしてございます第２回の協議会のほうにおきまして御承認をいただき、11月から調査に入る予定というところでございます。詳細な日程等につきましては、また改めまして担当のほうから御連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

　　以上でございます。

○村川会長　ありがとうございました。

　　現在の期の第10期の委員の仕事としては７月22日までということで、またさらに７月25日木曜日午前に、次の期ではありますが、協議会が予定されておりますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

　　各委員から特段ございませんようでしたら、これにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午前１１時４４分閉会